

広島県教育委員会訓令第八号

県立学校

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令（平成十五年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一養護教諭の部中「~~学校保健法~~」を「~~学校保健安全法~~」に改める。

附 則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。